

令和5年度 村民税・県民税 国民健康保険税 申告書の書き方

日頃より読谷村の税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。
さて今年も村・県民税申告をしていただく時期になりました。この申告は、村・県民税、国民健康保険税などの計算資料となるだけでなく、「所得証明書」「課税証明書」等の発行をするための大切なものです。あなたの令和4年中（令和4年1月1日～令和4年12月31日）の収入を申告してください。

- ◆申告受付・相談期間
令和5年2月6日（月）から令和5年3月15日（水）※土日・祝祭日を除きます。
- ◆対面申告受付時間
9:00～12:00（午前中のみ）
- ◆対面申告定員
120人（定員を超えましたら別日のご案内となります）
- ◆電子申告利用時間
9:00～12:00 / 13:00～17:00（対面での申告受付ではありません）
※役場に設置しているパソコンを使ってご自身で入力し、申告書を作成してもらいます。
- ◆受付場所
読谷村役場 1階 村民ホール
- ◇申告期限を過ぎますと、税務課窓口での申告受付・相談を停止します。
申告受付・相談停止期間 令和5年3月16日（木）～同年6月16日（金）

申告受付・相談について
詳しくはコチラへ！



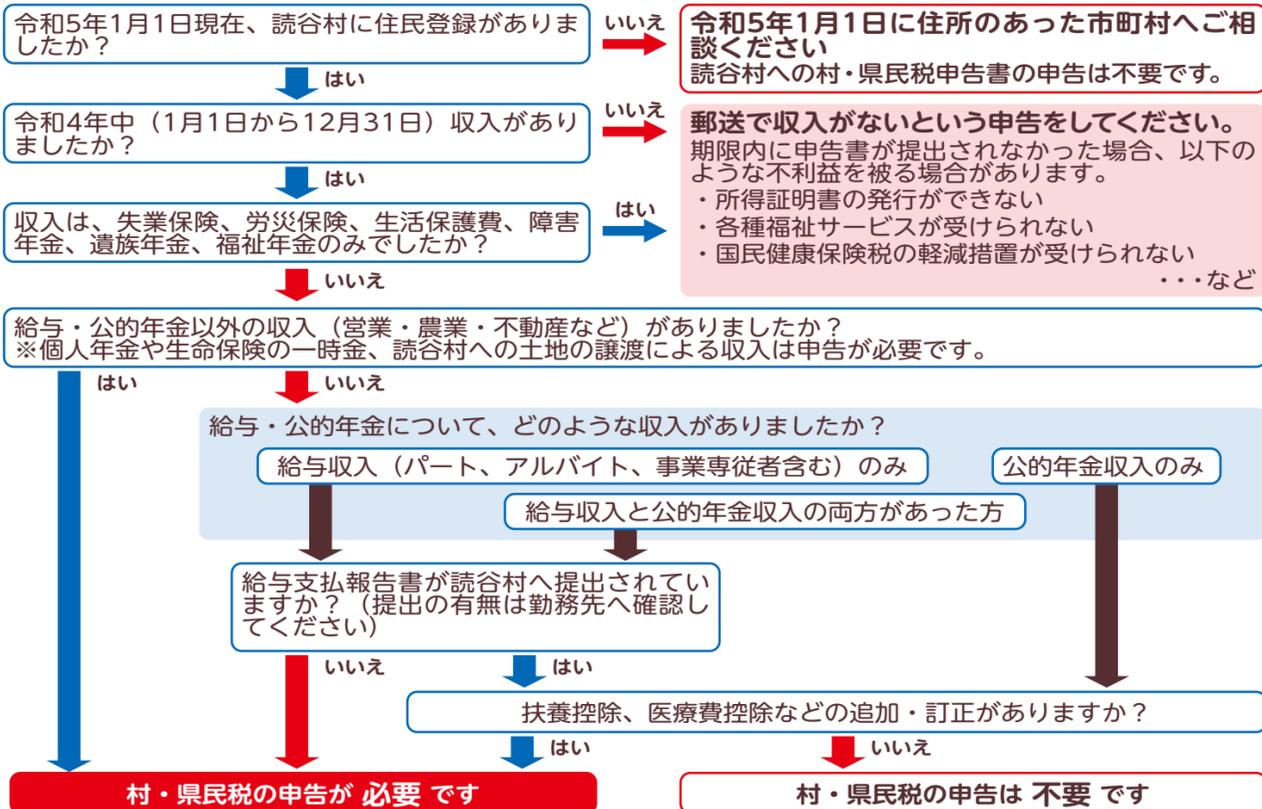
《郵送受付》今年の申告は返信用封筒で郵送してください。

郵送にて提出される方は、後日申告内容の確認をさせていただく場合がありますので、必ずお電話番号を記入してください。申告内容の確認ができない場合は、申告書を送り返すこともありますので、ご了承ください。

《電子申告》

※マイナンバーカードを使ってパソコンでe-taxをする方は、マイナンバーカードと電子証明書・設定暗証番号記載票を持参してください。
※ID・パスワード方式でパソコン又はスマホでe-taxをする方は、事前に税務署でID・パスワード方式の届出完了通知を受け取る必要があります。詳しくは税務署へご確認ください。（沖縄税務署 098-938-0031）

申告要否判定フローチャート ～私は申告が必要？～（一般的な場合）



スムーズな申告受付のため、必要な書類は事前にご準備ください。

申告に必要なもの

- 印鑑
- 本人確認ができるもの（運転免許証など身分証明書）
- 個人番号（マイナンバー）カード等、個人番号の確認ができるもの
- 給与・年金等の源泉徴収票（原本）
- 各種控除の証明書等（原本）
- 障害者控除を受ける方は障害（療育）手帳など
- 営業・農業・不動産所得等の方は、収入額や必要経費のわかる書類・収支内訳表（申請書裏面記入でも可）
- 海外にお住まいの方について扶養控除等を適用する場合には、「親族関係書類」（その方が親族であることを証するもの）及び「送金関係書類」（その方に生活費または教育費に充てるために支払を行ったことがわかるもの）
- ※減価償却について、初年度は必ず領収書、二年目以降は前年の「償却資産計算書」もしくは「収支内訳書の写しが必要となります。

マイナンバーについて

申告にはマイナンバーの記載+本人確認書類の提示又は写しが必要です。 ※扶養親族・事業専従者のマイナンバーも忘れず！



マイナンバーカード

マイナンバーカードをお持ちでない方は

通知カード

or

住民票
(番号付き)

+

運転
免許証

or

パスポート

医療費控除について

平成30年度（平成29年分）の申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

「医療費控除の明細書」を同封していますので、ご記入のうえ申告書と一緒に郵送するか、事前にご記入して申告会場に持参してください。

新型コロナウイルス感染症の影響に関連して支給される助成金等の課税関係

非課税	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 ・特別定額給付金 ・子育て世代への臨時特別給付金 ・ひとり親世帯子育て応援一時給付金 ・学生支援緊急給付金 ・個人向け緊急小口資金等の特例 ・心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金
課税	<p>【事業所得等に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所得者向けの持続化給付金 ・月次支援金 ・ユンタンザ頑張る事業所応援支援金 ・家賃支援給付金 ・一時支援金 ・感染拡大防止協力金
課税	<p>【一時所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者向けの持続化給付金
課税	<p>【雑所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雑所得者向けの持続化給付金

軍用地収入のあった方へ

平成30年度（平成29年分）の申告受付より経費は概算で計上することができません。実際にかかった経費（軍用地にかかる固定資産税や地主会費など）のみを計上してください。「収支内訳書」は国税庁HPからダウンロードするか、役場税務課にて配布しておりますので、事前に記入して持参してください。

軍用地収入の正しい申告

概算払い分+値上がり分=収入
 経費となるもの：軍用地分の固定資産税
 地主会への会費
 借入金利子、不動産取得税など
 収入-経費=所得

記帳・帳簿等の保存制度について

事業所得（営業・漁業・農業）、不動産所得、山林所得のあるすべての方は、記帳、帳簿等の保管をしなければなりません。所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象です。

《記帳する内容》

収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載します。

《帳簿・書類の保存》

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類を保存する必要があります。

	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類 業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	5年

◎申告についてのお問い合わせは

読谷村役場 税務課 住民税係 TEL 098-982-9206（内線129・131）

8：30～12：00、13：00～17：15（土日・祝祭日を除く）

各種控除について

下記の項目は、領収書等により確認しますので集めておいてください。

① 社会保険料控除

健康保険料(税)、介護保険料、雇用保険料、厚生・国民年金の保険料を支払った方。

② 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金・確定拠出年金法に規定する個人型年金の掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った方。

③ 生命保険料控除、④ 地震保険料控除

各種生命保険料、地震保険料を支払った方。保険会社が発行する控除証明書が必要です。

⑫ 雑損控除

災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた方。

次の①、②のいずれが多い方の金額
① 差引損失額(合計所得金額×10%)
② 差引損失額のうち災害関連支出-5万円

⑬ 医療費控除

あなたや生計を一にする親族のために医療費の支払い又は特定の医薬品の購入があった方。

⑭ 寄附金控除

「都道府県」「市町村」「日本赤十字社」「共同募金会」「読谷村社会福祉協議会」に寄付をした方。領収書は裏面下方に添付が必要です。

本人の控除及び扶養控除について

⑤ 寡婦控除

①、②いずれかに該当する方。
① 夫と死別後婚姻しておらず、合計所得が500万円以下の方。
② 夫と死別または離別後婚姻しておらず、子以外の扶養親族がいる方で合計所得が500万円以下の方

⑤ ひとり親控除

現に婚姻していない方又は配偶者の生死不明などの方で、次の①～③すべてに当てはまる方
① 合計所得金額が500万円以下
② 扶養親族である子を有している
③ 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる者がいない

⑦ 勤労学生控除

あなたが大学・高校又は一定の専修学校の学生か生徒で、合計所得金額が75万円以下(給与以外の所得が10万円以下)のとき、学校名を記入してください。学生証等により確認します。

⑥⑧⑩ 障害者控除

あなたや扶養親族が障害者である場合。等級を記入してください。手帳、障害者控除対象者認定書等で確認します。

⑧ 配偶者控除

合計所得金額が1,000万円以下で配偶者(内縁関係は含まない)の合計所得が48万円以下の場合(事業専従者を除く)。配偶者の氏名、生年月日、個人番号を記入。

⑨ 配偶者特別控除

合計所得金額が1,000万円以下で配偶者(内縁関係は含まない)の合計所得が48万円を超え133万円未満の場合。配偶者の氏名、生年月日、個人番号、所得金額を記入。

⑨ 同一生計配偶者

合計所得金額が1,000万円以上で配

偶者(内縁関係は含まない)の合計所得が48万円以下の場合(事業専従者を除く)。配偶者の氏名、生年月日、個人番号を記入。

⑩ 扶養控除

あなたと生計を一にする扶養親族で合計所得が48万円以下の方の氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄を記入。別居の扶養親族の方は裏面に住所を記入してください。障害のある扶養親族の方は障害者控除の欄に氏名と障害の程度を記入してください。

①6歳未満の方は扶養控除対象外ですが、障害者控除・ひとり親・寡婦控除・住民税算定の扶養親族の対象となりますので記入が必要です。

②生計を一にする扶養親族の範囲は、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族のことをいいます。同居人は扶養親族に含まれません。

記載例(表)

令和5年度(令和4年分)村民税・県民税兼国民健康保険税申告書
(令和4年1月1日から令和4年12月31日までの所得)

令和5年度 村民税・県民税及び国民健康保険税申告書
読谷村長 殿 令和5年 2月 18日 提出

氏名 読谷 太郎
住所 読谷村字座喜味0000番地
生年月日 34年10月5日
職業 卸売業

1 収入がなかった人の記入欄
マイナンバーを記入してください。

4 所得から差し引かれる金額に関する事項
国民健康保険 150,000
国民年金 183,000
社会保険料控除 150,000
小規模企業共済等掛金控除 200,000
生命保険料控除 80,000
地震保険料控除 80,000
雑損控除 1,100,700
障害者控除 430,000
医療費控除 400,000
寄附金控除 430,000

6 事業(営業・農業等)所得に関する事項
収入金額 300,000
必要経費 40,000
所得金額 260,000

7 不動産に関する事項
物件住所 読谷村字座喜味0000番地
種類 雑種地
年額 300,000
必要経費 40,000
所得金額 260,000

8 給与所得に関する事項
月 1 120,000
月 2 120,000
月 3 120,000
月 4 120,000
月 5 120,000
月 6 120,000
月 7 120,000
月 8 120,000
月 9 120,000
月 10 120,000
月 11 120,000
月 12 120,000
合計 1,440,000

9 10 配当所得
株式・出資金等の配当金のあった方。

11 雑所得
《公的年金》
国民年金・厚生年金・共済年金等の公的年金の収入があった方。源泉徴収票を持参してください。(遺族年金・福祉年金等は非課税所得です)

12 総合譲渡・一時所得
株式・出資金等の配当金のあった方。

記載例(裏)

収入・所得について

申告の際は、収入・支出についてわかる帳簿・領収書等をお持ちください。

6. 営業・農業所得

《営業》
販売業・製造業・飲食業・建設業・漁業・外交員などの営業収入のあった方。
《農業》
農作物の生産、家畜の飼育などによる収入のあった方。

⇒「事業(営業・農業等)所得に関する事項」に収支内訳を記入してください。

7. 不動産所得

地代・家賃・土地や家屋の権利金・船舶の貸付料等の収入のあった方。

⇒「不動産所得に関する事項」に収支内訳を記入してください。

8. 給与所得

勤務先から支給される給料、俸給、賃金、賞与等の収入のあった方。源泉徴収票を申告の際にお持ちください。源泉徴収票のない方は、勤務先から給与支払証明書等を交付してもらい持参してください。

9. 10. 配当所得

株式・出資金等の配当金のあった方。

11. 雑所得

《公的年金》
国民年金・厚生年金・共済年金等の公的年金の収入があった方。源泉徴収票を持参してください。(遺族年金・福祉年金等は非課税所得です)

《公的年金以外》
生命保険契約などによる年金収入、著述家以外の方が受ける原稿料や印税、個人の貸付金の利子等の収入があった方。「雑所得(公的年金以外)に関する事項」に収入・必要経費を記入してください。

12. 総合譲渡・一時所得

《総合譲渡所得》
資産のうち、自動車や機械用具などの譲渡による収入があった方。

《分離譲渡所得》
資産のうち、土地・建物・株式・商品先物取引などの譲渡による収入があった方。

《一時所得》
賞金・懸賞当選金・競輪競馬の払戻金・生命保険の満期払戻金などによる収入のあった方。

令和4年1月1日～12月31日までの内容

6 事業(営業・農業等)所得に関する事項
収入金額 300,000
必要経費 40,000
所得金額 260,000

7 不動産に関する事項
物件住所 読谷村字座喜味0000番地
種類 雑種地
年額 300,000
必要経費 40,000
所得金額 260,000

8 給与所得に関する事項
月 1 120,000
月 2 120,000
月 3 120,000
月 4 120,000
月 5 120,000
月 6 120,000
月 7 120,000
月 8 120,000
月 9 120,000
月 10 120,000
月 11 120,000
月 12 120,000
合計 1,440,000

9 10 配当所得
株式・出資金等の配当金のあった方。

11 雑所得
《公的年金》
国民年金・厚生年金・共済年金等の公的年金の収入があった方。源泉徴収票を持参してください。(遺族年金・福祉年金等は非課税所得です)

12 総合譲渡・一時所得
株式・出資金等の配当金のあった方。

一般的な必要経費一覧

◎必要経費は事業に供した経費のみ該当します。支払額に家事消費分が含まれている場合は、使用面積や使用頻度に合わせて按分してください。
◎給料・賃金、減価償却費、地代・家賃は明細を記入してください。

租税公課	①事業税・固定資産税・自動車税・不動産取得税・登録免許税・印紙税などの税金。(所得税・住民税は含まれません)
水道光熱費	水道料・電気料・ガス代・灯油代など。
旅費交通費	事業のためにかかった宿泊費等の旅費や、交通費など。
通信費	電話料・切手代・電報料など。
広告宣伝費	①新聞・雑誌・ラジオ・テレビ・チラシの広告費用 ②広告用名入りマッチ・カレンダー・タオルなどの購入費 ③ショーウィンドーの陳列装飾費用
接待交際費	取引先を接待するお茶菓子飲食代、中元・歳暮の費用など。
損害保険料	火災保険料・自動車保険料。(生命保険・交通障害保険料は除く)
修繕費	店舗・自動車・機械などの修理費用。
福利厚生費	①従業員の慰安・医療・衛生・保健などに支出した費用。 ②事業主が負担すべき健康保険・厚生年金・雇用保険料
給与・賃金	本人や家族に対して支払われたものは必要経費になりません。
利子・割引料	事業のための借入金の利子、受取手形の割引料。
地代・家賃	店舗・工場・倉庫などの地代、家賃。

* 配当所得・雑所得・総合譲渡所得・一時所得など細かい計算を必要とする所得については資料を持参の上、税務課にお問合せください。
※ 内容によっては税務署へご案内する場合があります。